著作権法

茶園成樹 編

2014年4月刊/298頁/本体2600円+税





本書は著作権法の基本をわかりやすく示した解説書です。スマホ、SNS 等の普及により、 |知らずに著作権の問題に触れる機会が格段に増えています。報道でも. 「ゴーストライター から問題」等,知的財産に関するものが話題になることが少なくありません。もはや著作権法 は、私たち現代社会に生きる一人ひとりの必須科目といって差し支えないでしょう。

本書は、身近な事例を豊富に用いることで、著作権法について学ぶべき基本を確実に自分のものとす る手助けをしてくれます。また本文に関連した図や写真を多数用いることで、場面のイメージを描きつ つ読むことができます。さらに、法律学に特有の用語は別欄で解説していますので、法律を学んだこと の無い方も、親しみをもってお読みいただけると思います。他にも工夫がありますので、ぜひお手に とって下さい。著作権法を学ぶ際には本書からはじめることで、芯の通った基本を身につけることがで

最後に余談です。本書のカバーは青を基調としています。同時期刊行の『商標法』は緑です。既刊の『知的 財産法入門』(赤)『特許法』(橙)『意匠法』(黄)とあわせ、虹の完成をぜひお楽しみにお待ち下さい。(井植)

Point!



多数の事例で問題となる場面をイメージ!

対象からは外れることになる。この点についての詳細は、応用美術の項におい があるりつ。 第三に、あるアイデアを表現しようとすると一定の表現を採らざるを得ない て説明する (⇒本章第2節5(2)) ような場合も、表現の選択の幅がないので「創作性」が否定されることになる。 このような場合は,「アイデアと表現の一致」と呼ばれている¹⁸⁾。判例では, 著作物として保護されるのは、具体的な創作表現である。小姐の登場人物の 日本の城に関する定義について、著作物性を否定したものがある¹ 5 文芸、学術、美術又は音楽の範囲に属するもの 最後に4つ目の要件が、「文芸、学術、美術又は音楽の範囲に属するもの」 である。法文上、文芸・学術・美術・音楽の4つの分野が列挙されていること 場合には、Aの著作権を侵害する可能性が生じ得るものであり、 から、これら以外の分野は対象外とされているようにも映るが、判例上。 作権の制限」における各条項への該当性を踏まえて具体的な権利侵害の有無が 的, す作的な精神活動の前途全般を指すものと個されており²¹⁾ 著作権法の保 護対象をいたずらに限定して捉える必要はない。 この要件の実際的な意義は、4つの分野に該当するかどうかではなく、文化 振興法である著作権法と、産業振興法である産業財産権法(特許法や意託法等) 第2節 著作物の種類 との保護対象を区別する役割を有しているという点にある。例えば、自動車の デザインや椅子のデザイン等で創作性に富むものが作られたとしても、それは 実用的あるいは産業的な創作であるため、この要件に照らして著作権法の保護 2条1項1号で定義された著作物を分かりやすく把握できるよう。 善 ▼ 企業・オーランと変数でいた場合である。 ◆ ただし、例示である以上、2条・第十号の定義にあてはまるものは、 例示に該当しない場合であった。 著作版して保護される。 ◆ 例示された個件館の機類によっては、付与される権利内容等が異なる。 CASE 2-2 次の(1)・(2)は著作物といえるだろうか。その場合、どの種類の著作 (1) その場で消えてしまう食事会での会話 (2) 運動会の様子をデジタルビデオカメラで撮影・編集したもの